

ラジオ広告放送取扱要領

平成30年3月15日

町長決裁

改正 令和4年4月20日

(趣旨)

第1 この要領は、矢巾町が放送する矢巾町情報番組「やはラヂ！」に広告を放送することに
関し、矢巾町広告掲載要綱（平成30年3月矢巾町告示第22号）（以下、「要綱」とい
う。）及び矢巾町広告掲載基準（平成31年2月20日町長決裁）（以下、「基準」とい
う。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ラジオ番組 矢巾町（以下「町」という）が制作及び放送する矢巾町情報番組「やは
ラヂ！」をいう。
- (2) 広告 ラジオ番組内で放送するコマーシャルメッセージ（CM）をいう。
(広告放送枠の仕様等)

第3 ラジオ番組内で放送する広告の仕様等は、次のとおりとする。

- (1) 1枠の放送時間は20秒とし、30分間の放送時間に最大9枠放送とする。
- (2) 広告枠の放送時間帯は、町長が定める。
- (3) 広告原稿の提出方法は、次に定めるとおりとする。
 - ア 入稿するファイル形式はmp4又はwavファイルとする。
 - イ 規定の秒数の中には広告本編音声の前後に0.5秒の無音を含むこと。
 - ウ デジタルデータでの入稿可とする。
 - エ 広告主、広告素材名、制作者名を明記し、コメント原稿を添付すること。
 - オ 1つのラジオ広告素材ファイルには1つの広告素材本編のみを収録し、2つ以上の
広告素材本編を収録しないこと。

(広告を放送できる者、広告の基準等)

第4 ラジオ番組で広告を放送することができる者、広告の内容の範囲は、要綱第3及び基準
第4規定を適用するものとする。

(広告の放送期間)

第5 広告を放送する期間は、1月又は1回を単位とし、複数月又は複数回にわたる放送も可
能とする。

(広告主の募集)

第6 広告主の募集は、町と広告放送に関する契約を締結した広告取扱業者又は町が行う。

(広告取扱業者の資格要件)

第7 ラジオ番組内で放送する広告の募集及びその他必要な業務を請け負う広告取扱業者（以
下「広告取扱業者」という。）の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 矢巾町競争入札参加者資格があり、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(広告取扱業者の業務)

第8 広告取扱業者が請け負う業務は、次のとおりとする。

- (1) 広告主の募集、審査申請等の受付代行
- (2) 町との連絡調整及び町への広告音源の提出
- (3) 広告主との個別契約及び代金回収
- (4) その他附帯する事項

(広告取扱業者の募集)

第9 広告取扱業者として当該業務の請負を希望する者は、町が指定する日までにラジオ広告取扱希望申請書（別記様式）を提出しなければならない。

2 町は、前項の申請書を受理したときは、第7に規定する資格要件を審査の上、資格要件を備えていると認められる者に対し、見積を依頼するものとする。

(広告放送料)

第10 広告放送料は、別表のとおりとする。（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 広告主は、町が定める金額の広告放送料を、町の指定する期日までに納付するものとする。

(広告放送の申請)

第11 ラジオ番組で広告の放送を希望する者は、広告の放送を希望する日の初日から起算して20日前までに町に要綱第5第1項に規定する広告掲載申請書（様式第1号）を提出するものとする。ただし、広告取扱業者が広告主の募集を行っている場合は、広告取扱業者を通じて提出するものとする。

2 前項の広告掲載申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 会社概要等、業務内容等が確認できるもの（当該年度の直近4箇年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）
- (2) 印鑑証明書（当該年度の直近4箇年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）
- (3) 矢巾町に納付すべき法人町民税（個人事業主にあっては個人町民税）、固定資産税に係る直近2箇年分の納税証明書
- (4) 消費税及び地方消費税に係る直近2箇年分の納税証明書または未納額が無い旨の証明書（矢巾町に納付すべき税がない場合に限る。）
- (5) 広告に表示する資格、許認可等の証明が確認できるもの（当該年度の直近4箇年度以内に提出し、かつ、それ以降に変更がない場合は添付を省略できるものとする。）

(広告の変更)

第12 広告主は、ラジオ番組で放送する広告を変更しようとする場合は、町に要綱第5第1項に規定する広告掲載変更申請書（様式第1号）を提出するものとする。この場合、広告取扱

業者が広告主の募集を行っている場合は、広告取扱業者を通じて提出するものとする。
(放送の取消し等)

第13 町は、要綱第11の規定により広告の放送を取り消すときは、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。ただし、広告取扱業者が広告主の募集を行っている場合は、広告取扱業者を通じて通知するものとする。

2 町は、第1項の規定により広告の放送を取り消した場合、広告取扱業者又は広告主が町に納入すべき広告放送料の減額は行わないものとする。

(放送の取下げ)

第14 広告主は、自己の都合により、広告の放送を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の放送を取り下げるときは、書面により町に申し出なければならない。この場合、広告取扱業者が広告主の募集を行っている場合は、広告取扱業者を通じて申し出るものとする。

3 町は、第1項の規定により広告の放送が取り下げられた場合、広告取扱業者又は広告主が納入すべき広告放送料の減額は行わないものとする。

(広告放送料の返還)

第15 町は、広告主の責に帰さない理由により、広告の放送期間において当該広告を放送しなかったときは、放送しなかった日数に応じて、第10の規定により定める広告放送料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告放送料には、利子を附さない。

(実施期日)

第16 この要領は、令和4年4月 日から実施する。

別表（第10関係）

放送期間	料金	放送回数
1か月	13,200円	20回
12か月	158,400円	240回（20回×12月）
スポット (1回)	1,100円	広告主の希望する回数

別記様式（第9関係）

ラジオ広告取扱希望申請書

年　月　日

矢巾町長 様

(申請者)

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

電話番号 ()

(業者登録コード)

ラジオ広告取扱請負業務の見積合わせに参加したいので申請します。なお、次の内容について虚偽がないことを宣誓します。

記

- 1 矢巾町競争入札参加者資格があり、かつ指名停止等の措置を受けていないこと。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※本申請の窓口となる担当者

所 属		電話番号	
職 氏 名		ファックス	
書類等送付先住所	〒 -	E-Mail	